斎場葬儀プラン取扱要綱

（目的）

第１条 この要綱は、斎場葬儀プラン（以下「プラン」という。）に関し必要な事項を定める。プランは、本市における低廉かつ安心な葬儀を確保し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱及び下位の要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

 ⑴　プラン　指定管理者が別に定める仕様及び料金に従い、大津市斎場で執り行う葬儀をいう。

⑵　プラン取扱店　葬儀業者のうち、プランの趣旨に賛同し、プランを提供するものをいう。

（プランの適用対象）

第３条　プランを利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ火葬許可証に印字された申請者の住所及び死亡者の住所で判断する。

 ⑴　喪主、施主等の葬儀を執り行う者が、本市において住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者である場合

⑵　死亡者で、死亡当時、本市において住民基本台帳に記録されていた者の葬儀を執り行う場合

（プラン取扱店の募集等）

第４条 プラン取扱店の新規募集は、原則として２年に１回以上、募集要項を公表して行うものとする。ただし、指定管理者が施設の管理運営上の必要性から別途定める場合は、この限りではない。

２　プランの提供を希望する葬儀業者は、必要書類を添えて申請し、審査を受けるものとする。

３ 　指定管理者は、審査の結果、申請者が資格を満たしているときはプラン取扱店名簿に登録する。

４　指定管理者は、プラン取扱店が葬儀事業を廃業し、又はプラン取扱を廃止する旨の申し出があった場合は、プラン取扱店名簿から削除するものとする。

５　指定管理者は、プラン取扱停止基準に基づきプランの取り扱いを停止したときは、プラン取扱店名簿に記載し、その旨を通知する。

（プラン実施状況の確認等）

第５条　指定管理者は、プラン取扱店を公表するとともに、定期的にプラン取扱状況を徴取し、件数、金額、アンケート結果等の統計を公表する等、プランが公正・円滑に実施されるように努めるものとする。

２　プラン取扱店は、指定管理者から求められたときは、プラン取扱状況を報告しなければならない。

（様式）

第６条 この要綱で定める手続で使用する様式は、下位の要領で定める。

（補則）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は下位の要領で定める。

附 則

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２ この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。